

【令和3年第2回定例会 文教委員会委員長報告資料】

令和3年6月17日 文教委員長 矢沢 孝雄

- 「議案第86号 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第102号 川崎市学校給食物資購入資金条例を廃止する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

*本条例廃止後における残金の取扱いについて

川崎市立学校給食物資購入資金は、本市で予算に計上し、給食用物資の購入資金に充てるため必要に応じて貸付けを行うものであるが、今年度は予算に計上していないため、本条例廃止後は残金等は発生しない。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第110号 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「請願第24号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書提出の要請に関する請願」

《請願の要旨》

国に対して、1、中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること等に向けた予算確保・拡充、2、義務教育費国庫負担制度の堅持、3、国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実施を実現することにつき、意見書提出を求めるもの。

《理事者の説明要旨》

令和3年4月1日に施行された公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律は義務標準法と呼ばれ、公立義務教育諸学校の学級編制の標準等を定めている。改正された義務標準法は、小学校の学級編制の標準を現行の40人から35人に引き下げるものである。令和3年度に小学校2年生の学級編制の標準を35人に引き下げ、学年進行で令和7年度までに小学校6年生までを35人に引き下げるとしている。

仮に、今年度、中学校全ての学年で35人編制とした場合、標準学級数と比較すると、学級数が110学級増加することとなり、新たに175人の教職員が必要となる。また、一人当たりの人工費847万5,000円を基に試算すると、合計で14億8,312万5,000円の人工費が発生する。学級増に伴い不足が見込まれる教室数については、学校ごとに転用可能な教室やその他スペースの有無等、様々

な実情があることから、一概に示すことが困難である。

義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請に基づき、義務教育の根幹となる教育の機会均等、教育水準の確保、無償制について、国が責任を持って支える制度である。

国は都道府県・政令指定都市に係る公立義務教育諸学校の教職員給与費の3分の1を負担することとなっている。

学級編制基準の弾力的運用について、本市では、指導方法工夫改善定数を活用し、少人数指導やチーム・ティーチング、少人数学級を各学校が実情に応じて選択し、きめ細やかな指導が実施できるようにしている。

少人数学級は、「川崎市立小中学校における少人数学級に関する研究実施要綱」に基づき、指導方法工夫改善定数を学級担任に充てて、研究指定校として実施している。

請願要旨1については、中学校においても、少人数によるきめ細やかな指導体制の整備が必要であると考えている。今後、更なる少人数学級の拡充を含め、教職員定数の改善を図るためにには、国による財源措置と義務標準法の改正を含む定数改善計画の策定、実施が必要となることから、引き続き、様々な機会を通じて国に要望していく。また、高等学校については、今後の国の動向等を注視するとともに、高等学校生徒の入学定員計画については、公立中学校卒業予定者の動向や私立高等学校等の配置状況等を充分に考慮しながら、本市だけではなく県内の公私立高等学校設置者で定めていることから、引き続き、県内の公私立高等学校において、協調しながら取り組んでいく。

請願要旨2については、都道府県や政令指定都市間において、教育費の水準に著しい格差が生じることのないよう必要な措置を講ずることを前提として、国から地方への税源移譲により、地域の実情に応じた、創意と工夫に満ちた教育行政を展開していく必要があると考えている。

請願要旨3については、小学校の学級編制の標準が35人となった後も、学校の実情によってきめ細やかな指導ができるよう、加配定数の確保について、引き続き、様々な機会を通じて国に要望していく。

《主な質疑・答弁等》

* 文部科学省が実施した意見募集結果の高等学校に関する部分について

高等学校の望ましい学級規模として30人以下を希望するとの意見は、82%となっている。

* 全日本教職員組合、日本教職員組合及び日本高等学校教職員組合の各教職員組合へのヒアリング結果について

全日本教職員組合、日本教職員組合及び日本高等学校教職員組合へのヒアリング結果によると、全日制普通科では30人学級、定時制では20人学級、職業科では25人学級を標準とすべきとの意見があった。

* 全国高等学校長協会へのヒアリング結果について

全国高等学校長協会へのヒアリング結果によると、学校の多様化が進むとともに、社会の変化に伴って生徒の状況が大きく変化しており、授業の質を高めるためには、40人単位の一斉授業では難しく、35人学級とすべきとの意見

があった。

* 全国高等学校教頭・副校長会へのヒアリング結果について

全国高等学校教頭・副校長会へのヒアリング結果によると、普通科等では35人学級、専門学科等では30人学級にすべきとの意見があった。

* 全国高等学校PTA連合会へのヒアリング結果について

全国高等学校PTA連合会へのヒアリング結果によると、学力の向上や学習の遅れの問題にとどまらず、いじめ実態を早期に発見し、対処するためには、一人の教員が対応できる生徒数が現行よりも少ないことが望ましいため、1学級36人程度とすべきではないかとの意見があった。

* 児童生徒の問題行動・不登校等の状況調査結果について

不登校生徒数について、平成25年度の小学校6年生は68人、平成26年度の中学校1年生は271人となっている。平成30年度の小学校6年生は171人、令和元年度の中学校1年生は364人となっている。直近の令和2年度は現在集計中であり、11月頃に結果を公表する予定である。

* 不登校となる要因及び不登校児童生徒への対応について

不登校となる児童生徒の背景として、人間関係、学力不振、家庭環境等の様々な要因が影響しているものと考えている。また、不登校には至っていないが、不登校の要件である欠席30日以上に満たない児童生徒や、欠席はないが遅刻や早退が多い児童生徒があり、個々の状況を詳しく調査する必要があると考えている。

* いわゆる中一ギャップによる不登校の要因及び当該生徒への対応について

小学校6年生から中学校1年生にかけて不登校生徒数が増える傾向にあるため、中学校への進学が不登校となる一つの契機となっているものと思われる。一方で、個々の状況調査によると、病気等による欠席が多い場合や、保健室等への別室登校をしている場合等、小学生時代から不登校の兆候が見られる生徒が相当数存在していることが判明した。小学校から中学校への引継ぎを丁寧に行うことが大切であると考えているため、児童支援コーディネーターと中学校の生徒指導担当教諭との会議等で話合いの場を設けるようにしている。

* 指定都市教育委員会協議会の要望及び本市の考え方について

令和2年8月の指定都市教育委員会協議会で取りまとめられた要望書は、義務標準法改正前の学級編制が40人であることを前提とした、小学校第6学年まで及び中学校に係る少人数学級を求めるものである。本市としては、現在、義務標準法が改正されたことから、小学校については段階的に少人数学級を実施することとなっているが、中学校については引き続き国に要望していきたいと考えている。

* 教職員定数の改善等に係る国への要望書の送付について

昨日、東京事務所から郵送により、国に対する教職員定数の改善等に係る要望書を送付している。

* 全国市長会への要望における少人数学級の要請について

全国市長会への要望の中に、少人数学級の要請が含まれているかについては

把握していない。

* 少人数学級に係る国の動向について

本年2月15日、菅内閣総理大臣は国会において、少人数学級が教育に与える影響等を検証し、結果も踏まえ、中学校を念頭に望ましい指導体制の在り方を引き続き検討したいと答弁し、6月3日の教育再生実行会議では、小学校における35人以下学級の取組状況の検証等を踏まえ、中学校を含め、学校の望ましい指導体制の在り方について検討することが求められるとの第12次提言を公表している。

* 高等学校の少人数学級に係る本市の考え方について

高等学校の定員は公立学校の設置者が協調して策定しているため、現状の学級数のまま少人数学級を実施した場合、高等学校に進学する中学校3年生への影響が大きいものと思われる。中学校の卒業予定者の動向を見ながら、県、横浜市、横須賀市及び本市で協議を進めていきたいと考えている。

* 公教育としての義務教育を支える自治体の役割について

本市としては、一自治体として、教育機会均等の保障、教育水準の維持向上等について、しっかりと取り組んでいきたいと考えている。

* 義務教育費国庫負担金の減額の理由について

全国的に児童数が減少したことを受けた教員数を減少させたこと、また、少人数指導のために配置した教員を専科指導教員へ転向させ、教職員配置の見直しを行ったことによるものである。

* 義務教育費国庫負担金の減額に係る対応について

義務教育費国庫負担金が2分の1から3分の1に減額されたことに伴い、個人住民税が従来は所得に応じて複数の段階で課税されていたものが、一律10%とされたことで地方税収入が引き上げられた。今後も、税源や権限の移譲についての議論を深めていく必要があるものと考えている。

* 少人数学級を段階的に実施する理由について

予算確保の問題のほか、教員数や教室の確保の問題等があるため、小学校第6学年まで段階的に少人数学級を実施する必要があるものと考えられる。

* 義務標準法の改正による教員の業務負担について

中学校においては、現行法上、限られた教員定数の中で少人数指導を行うことになるため、教員の業務負担が増加することになるが、義務標準法改正により、増加する学級数に応じて教員の定数が措置された場合には、教員の業務負担が解消されるものと考えている。

* 中学校教員の労働環境の改善状況について

留守番電話、部活動指導員の導入、部活動日数の制限等の取組を進めている。昨年度は、コロナ禍の影響により4月及び5月は残業が少なくなっているが、学校再開以降は例年並み若しくは例年より多くなっている状況にある。これまでの取組を強化しつつ、今年度の状況を見守っていきたいと考えている。

《意見》

* 自治体で国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用を実施できるように、教員

の削減は行わないよう、国に対して要望してほしい。

- * 今後の少人数学級の議論を見据えて、市全体の空き教室数の規模感を把握するために各学校に調査を行い、適切に準備を進めてほしい。
- * 少人数学級の実施に伴う教員の負担増加に対する改善策を十分に検討してほしい。

《取り扱い》

- ・本市の置かれている状況及び課題について、請願者の認識は本市の状況とほぼ合致するものであると思われるため、意見書の提出を行い、本請願は採択すべきである。
- ・請願者の願意を後押しすべきであると考えるため、意見書の提出を行い、本請願は採択すべきである。
- ・国は2025年までにプライマリーバランスを黒字化しなければならない中で、義務教育費国庫負担金を堅持していくかどうか疑わしい状況にあり、また、自治体ごとの対応によってナショナルサービスとしての教育機会の均等が保たれないことは非常に好ましくないと考える。教員を増やし、少人数学級を実現するためにも、意見書の提出を行い、本請願は採択すべきである。
- ・中学校における少人数学級の実施の必要性については十分理解するものの、計画的・段階的に引下げを行わなければならないものであると考えるため、意見書提出を行うべきではなく、早急な実現を求める本請願は不採択とすべきである。
- ・子どもたちの学びの環境をしっかりと確保していくことは重要ではあるが、まずは、段階的に引き下げられる小学校の少人数学級の取組を着実に進め、その前進を契機として、中学校及び高等学校の少人数学級を進めるべきであると考える。学級編制の在り方や少子化の課題がある中で、高等学校の少人数学級を早急に進めるべきではないと考えるため、意見書提出を行うべきではなく、本請願は不採択とすべきである。
- ・予算上の制約がある以上は段階的に進めていかざるを得ず、高等学校まで早急に少人数学級とすることは現実的ではないと考えるため、意見書提出を行うべきではなく、本請願は不採択とすべきである。

《審査結果》

賛成少数不採択